市長の政治姿勢について、お伺いいたします

小泉首相の靖国神社参拝問題についてであります

小泉首相の靖国神社参拝に、国内外から厳しい批判と抗議の声が上がっています。

靖国神社は、一般的な戦没者追悼施設ではありません。 戦前・戦中は、軍管理の宗教施設として、国民を侵略戦争 にかりたてる役割をになった神社です。

1978 年 1 0 月、靖国神社は A 級戦犯を、戦争の犠牲者として合祀しました。

その一方で、空襲や、原爆、沖縄戦のおびただしい犠牲 者は祭られてはおりません。

靖国神社のリーフレットには、A級戦犯について、「戦後、日本とたたかった連合軍の形ばかりの裁判によって、一方的に戦争犯罪人という濡れ衣を着せられ、無残にも生命を絶たれた」方々、「これらの方々を昭和殉教者とお呼びして、全て神様としておまつり」していると説明しています。

日本には戦争犯罪などなかった。敵である連合軍が一方的な裁判でおしつけた濡れ衣だ。その立場でA級戦犯を神様として合祀したというのが、靖国神社の公式な立場です。

したがって、靖国神社に参拝することは、日本政府が戦争犯罪そのものを否定するという意味を持たざるを得ないのです。

さらに、靖国神社は、二つの使命を持つとしています。 一つは、「英霊の顕彰」です。

戦没者の追悼ではなく、「武勲」つまり戦争行為そのものをほめたたえることです。もう一つは、「英霊が生まれた近代史の真実を明らかにする」として、大東亜戦争批判によって、「祖国に汚名が着せられたままになっている」その汚名を濯いで、日本が行った戦争の本当の意味を明らかにすることが使命であるとしています。

靖国神社の実態は、「日本の戦争は正しかった」という立場を日本の国民に吹き込むという特定の政治目的をもった運動体であり、その精神は、ヨーロッパのネオ・ナチズムに匹敵するものです。

日本の首相が、このような実体を持つ靖国神社に参拝することは、戦没者への追悼という気持ちを、「日本の戦争は正しかった」という立場に結びつけることにならざるを得ません。

ですから、国内だけでなく、日本の侵略で犠牲を強いられた諸国から、強い抗議や批判の声が上がっているのです。

靖国神社参拝を、首相の任期中、キッパリと止めること。 このことが、アジア諸国をはじめ、世界各国と共存共栄する道であると思料するものです。

以上に対する、市長のご所見をお示しください。

また、首相や閣僚の靖国神社参拝を、行わないことを強く 求めていただきたいのです。ご所見をお示し下さい。

歴史教科書採択問題について

今年は4年に1度の中学校教科書採択の年にあたります。 4年前に続いて、「新しい歴史教科書を作る会」のメンバーが執筆した扶桑社の歴史教科書が、検定合格となりました。

この教科書は、4年前に登場しましたが、国内外の厳しい批判を受け、公立中学校で採択はゼロ。一部の養護学校で採択はされましたが、採択率は0・047%という惨憺たる状況でした。

「新しい歴史教科書」には、「日本政府は、韓国の併合が、日本の安全と満州の権益を防衛するために必要であると考えた」「日本政府は、この戦争を大東亜戦争と命名した。日本の戦争目的は、自存自衛とアジアを欧米の支配から開放し、そして大東亜共栄圏を建設することであると宣言した」など、戦前の天皇制政府と同じ立場に立って、侵略戦争を美化し、殖民地支配を正当化するものです。

文部相が、今年の教科書検定で合格させた新しい歴史教科書も、同様に、植民地支配と侵略戦争を美化・正当化しています。

太平洋戦争、朝鮮・韓国への侵略と植民地化、中国への侵略戦争の記述が、実際の歴史とかけ離れ、この教科書の核心は、子どもたちに「日本は正しい戦争を行った」と教え込むもので、戦後の日本社会のあり方と両立し得ないものです。

アジアに生きる国として、アジア諸国への植民地支配と 侵略に対する反省の立場を、教科書に誠実かつ真剣に反映 させる努力をつくすことが求められます。

政府に対して、その責任を果たすことを表明していただ くことを求めるものです。

また、誤った歴史認識を植えつける、このような教科書の 選定がなされないことを求めるものです。ご所見をお示し ください。

次に指定管理者制度について伺います

2003年6月、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立され、指定管理者制度が導入されました。これまで公共施設の管理は直営または公共的団体、公共団体の出資法人・第三セクターに限定されていましたが、株式会社など民間企業にも管理運営を任せることができるようになりました。

対象となる施設は、個別法で定められた以外の、公の施設全てです。

指定管理者制度には、次のような問題点があります。

- 1、施設利用の許可料金設定などの権限が管理指定を受けた企業や団体などに移り、料金などの収入も管理団体に入ります。収益性が優先され、市民の人権や権利を保障する公正、適正な運営が歪められることが危惧されます。
- 2、これまで、自治体の首長は、「公の施設」の管理運営 状況を議会に報告する義務があり、住民は監査請求や 情報公開請求が出来ました。

しかし、指定管理者制度では、首長の議会への報告義務はなくなり、情報公開も対象外となります。施設利用者の苦情等に対する自治体の責任が後退し、また、不正・癒着などのチェックも困難になります。

- 3、企業などは、委託費だけでなく、公の施設を使って独自の収益事業を行うことも可能となりました。プラスアルファーのサービスで住民が高い負担を強いられる場合も考えられます。公共施設は、住民が安心して利用でき、公正かつ適正に運営されるよう、自治体がしっかり責任を持つべきです。
- 4、管理者を指定する際、一般の施設であれば3年~5年の期限が議会で決められます。つまり、期限が切れれば、そのたびに公募が行われ、指定が継続される保障はありません。

管理者は、経営不安と収益性のため、パートや派遣労働など、非正規職員でまかなうことになります。

また、市民にとっては、業務の継続性、安定性、専門性の確保が難しくなり、住民サービスの低下となることが危惧されます。

倒産や撤退による施設閉鎖もありえます。

以上、指定管理者制度についての、ご所見をお示しください。

「委託制度」が廃止されたことにより、法の施行から3年の猶予期間とされる9月1日までに、全ての公共施設を、直営とするか、指定管理者制度を導入するか定めることとされています。

福山市の公共の施設は、480施設と言われております。 これらの施設について、今後どのように管理運営を行おう としているのか、基本的な考え方をお示しください。

また、指定管理者制度の導入は、どの施設で行おうとしているのか、管理者はどの機関で、どのような方法で選定しようとしているのか、具体的にお示しください。

障害者施策についてお伺いいたします

今国会で、審議されている「障害者自立支援法案」は、 これまで応能負担だった障害者福祉サービスに、応益負担 を導入するものです。

応益負担の導入により、障害者が家事援助や身体介護、 移動介護など、ホームヘルプサービスなどの利用料は大幅 な負担増になります。

現在の利用料は、所得に応じてゼロ円から全額の負担です。これが、法案が成立した場合は、約千円から約四千円へ、四倍の負担となると、厚生労働省では試算され、利用者の95%が負担増になります。

さらに、通所や入所施設を利用する場合も、現行では、利用者の95%の人が負担はゼロ円だったものが、法案の成立後に、約千円から

約一万九千円へ、十九倍もの負担増になります。

入所施設利用者は、利用料の一割と食費負担、さらに、水光熱費と個室利用料を負担します。

18歳以上のモデル試算では、約三万五千円から約六万 一千円へ、一・七倍もの負担増となります。さらに、デイケアやショートステイを利用している場合は、その利用料 の一割と食費も負担することになります。

あまりの負担の急増のため、障害者からは「これでは利用を控えなければならない」との声が出ています。

法案は、障害を除去や軽減する、支えとなってきた公費 負担の医療制度までも、改悪します。

定率負担の仕組みは、サービスを利用するほど、自己負担が増えていくものです。

障害が重く、より多くの支援・サービスが必要となる障害者ほど、自己負担は増額します。

障害者の多くの収入は、障害基礎年金のみで、無年金の 人も少なくありません。

このような状況で生活している障害者に対して、応益負担を導入することは、障害者の自立を支援するどころか、自立を阻むものになります。

いま必要なのは、やっと広がり始めた障害者支援とその枠組みをどう大きくしていくかという視点での改革です。

国に対して、障害者自立支援法案を慎重に審議し、応益 負担を導入しないよう早急に申し入れることを求めます。 ご所見をお示しください

国保行政について

本年度国保税の予算編成方針において、「国保税の引き上げを押さえる努力を行い、基礎課税額を引き下げ、介護納付金課税額の引き上げ分については、国保基金など他の財源の繰り入れで、差し引き国保税額は、対前年程度に留める」とされておりました。

実際の税額決定について、国保基礎課税額については、 被保険者均等割り額を 900円引き下げ、世帯別平等割額を 2100円引き下げられております。

- 一方、介護納付金課税額については、被保険者均等割り額は 1500 円増額し、世帯別平等割額は 300 円減額されております。
- 一人あたり保険税では、基礎課税額は前年度 7万1270円から6万9672円に、1598円の減、介護納付金課税額は、1万7523円から1万9137円に1614円の増で、差し引き16円の増となります。

さらに、この税額の世帯人数二人の所得階層別試算表によると、7割減免と5割減免が適用される階層では、若干の減額となりますが、2割減免の対象となる所得階層からは、差し引き増額となります。

減額となる世帯数とその割合、増額となる世帯数とその割合をお示しください。

2004年度現在高見込みで、

国保基金総額は23億3046万7000円、減免基金分だけでも2億5033万100円。財源は十分にあります。

基礎課税額を世帯あたり一万円引き下げること。あるいは、介護保険分を引き上げないことで、名実共に、差し引き増額とならない保険税額とすることを求めるものです。 ご所見をお示しください。

次に、資格証明書について

2 0 0 5 年 4 月 1 日 の 資 格 証 明 書 発 行 数 は 3 3 1 5 件 で、昨年同日比で 2 2 4 件 増 加 しています。

一方、国保収納率は、2005年3月末で88・98% です。

福山市は、資格証明書の発行は、収納率向上の有効な手段としてきましたが、資格証明書発行が義務付けられた2001年度前後を比較して、その効果があるとはいえないものです。

むしろ、資格証明書を発行することにより、病気になっても医者にかかれない世帯を作り出していることは、黙過出来ません。

資格証明書の発行は行わないことを原則とし、真に悪質滞納者に限定すること。

病気による治療が必要な世帯については、ただちに国保証を発行することを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

乳幼児医療費助成制度についてお伺いいたします

福山市が、今年度、乳幼児医療費助成制度を改正して、入院に係る助成対象年齢を、小学校卒業まで拡大した事は、子育て支援策の充実として評価できるものです。

これまで、福山市では市民の切実な要望と、行政努力によって、無料化制度として、対象年齢を一歩一歩拡大して、制度充実に努めてきたところであります。

ところが、昨年、県の制度の見直しに伴い、一部負担金の導入が行われました

せっかく積み上げ、実らせてきた制度を後退させる事なく、 一部負担なしで、無料とする事を求める要望は切実であり ます。

次の事を求めます。ご所見をお示しください。

- 一. 一部負担金なし、無料の制度として実施する事
- 一. 国に、乳幼児医療費無料制度を創設する事を求めること

また、一部負担なしで、実施する場合、新たに福山市が助成に必要とする予算額はいくらになるのか、お示しください。

環境衛生行政について

大気汚染防止対策についてお伺いします

市内の住民から、「窓を開けると床がざらつく」「雨が降ると、白い車が黒くなる」「風が強い日は洗濯物や、家の壁、窓のサッシが黒くなる」との多数の声が寄せられています。

神辺町から、新涯町の職場に通っている方は「福山に来ると、空気が悪くて、息苦しく、声が出にくくなる」と話し、水呑町の住民は、「近くに大型道路もないのに、部屋がすすっぽく汚れる。子どもが喘息になった」と話しておられました。

このような声は、ほとんど市内全域から聞かれます。

ばいじん、粉塵、浮遊粒子状物質などは、呼吸器系疾患や、ぜんそく、肺ガンを発生させる危険性があり、人体に重大な影響を及ぼします。

このばいじん被害をなくすためには、発生源を明確にし、排出を断つことが、根本的な対策です。

ばいじん・ばい煙の主要な発生源をどのように把握しているのか、また、ばいじん被害を減らすために、どのような対策を取られているのか、お示しください。

次に、本市が結ぶ公害防止協定についてお伺いします。

本市は、県とともに、1971年に、日本鋼管株式会社、現JFEスチールと、公害防止に関する協定書を締結しています。

それによれば、ばいじん防止対策として、集塵装置の設置と、製鉄所等のばい煙発生施設からの総排出量と濃度を設定しています。

しかし、これらの数値は、1982 年に一部変更を行いましたが、以来、20 年以上にわたり、改正されていません。 JFE との公害防止協定にある、個々の環境規制値の厳密化を求めます。

ご所見をお示しください。

市内南部に住む地域住民からは、「JFEは明け方、煙突から真っ黒い煙を大量に出している」と、複数の情報が寄せられています。日中でも煙突からの、黒煙の噴出が目撃され、「JFE はなにを燃やしているのか」と市民から、不安の声が上がっています。

この状況をどのように捉えているのか、お示しください。

つぎに、大気汚染対策の抜本的強化のため、次のことを求めます。

- 一. 現在 2 7 ヶ所で行われている大気汚染測定調査 点全でで、測定項目を増やす事。特に、市内のテレメータシステムでは、降下ばいじんを測定するためのダストジャー法、浮遊粒子状物質の金属量を測定するための C・L・V法、窒素酸化物を測定するための N G - K N - S 法、有害大気汚染物質を測定する機器を増やす事
- 一.「福山の環境」に、ダストジャー法で分析したばい じんの分析結果を掲載する事
- 一. 市内の大気汚染測定点を増やすこと

以上についてご所見をお示しください。

歓楽街浄化問題についてお伺いいたします

6月8日の新聞報道によると、福山東署が市内中心部の 歓楽街の取締りを強化した事により、風俗営業法違反、入 管難民法違反、売春防止法違反など、客引きや、売春の摘 発は急増しているとのことです。

しかし、地域住民の話では、客引きなど、違法と思われる行為は依然として潜在化しており、「環境の改善はまだ実感できない」と、話しておられます。

その実態は、「違法駐車がひどい」、「早朝や明け方に、店の従業員が大騒ぎをする」、「看板も出していない店で性風俗営業を行っているようだ。客引きが、客を連れて入るビルがある」、とか、「溝に山ほどタバコの吸殻が捨ててある」など、地域住民は、連日の違法行為にうんざりしています。

明らかに違法行為と思われる現状を放置する事は、地域の住環境を悪くするばかりか、健全な料飲業者にまで、悪影響を及ぼします。

本市として、この地域の環境改善のための今後の対応策について、どのように考えているのか、お示しください。

また、次のことについて、お答えください。

- 一. 市として、違法駐車の取締りの強化を広島県警に 要望する事
- 一. 住民合意に基づき、移動交番車を活用し、臨時の警察官詰め所を開設するよう、広島県警に要望する事
- 一.住民合意に基づき、道路への安全ポールの設置、街路灯の増設、道路のカラー舗装化、歩道の設置など、住環境整備を積極的にすすめること

以上についてお答えをお示しください。

保育行政について

公立保育園の見直しについてであります。

福山市は、公立保育園・幼稚園の再整備として、大幅な統廃合の方針を打ち出しました。

それによると、今後10年を目標に、公立保育所を10~15所、法人移管し、公立幼稚園は、現在の24園を半減させる、というものです。

突然の方針の発表に、新聞報道を見た保育関係者や保護者らは「とうとう来たか」「これから、どうなるのだろうか」「民営化されて、職員が減ったら困る」など、不安や心配の声が寄せられています。

公立保育所の民間移管は、全国で子どもや、保護者、職員に様々な影響を与えています。

保育白書2004年によると、大阪府では、「公立保育園の廃止・民営化発表以降、保護者や職員の反対の中、大人たちは、極度の緊張状況や、大きな不安や憤りを抱えた状況に置かれる。大人たちの変化は、子どもに大きな影響を与え、落ち着きがなくなったり、情緒不安定になったりする」「4・5歳児への影響は大きいものがあり、職員が全部入れ替わった事が理解できず『先生みんないなくなったのは自分がいい子にしていなかったから?』と親に尋ねる子や、『〇〇先生も、〇〇先生もみんな今日、お休み?』と言う子。夜泣きが始まったり、保育所に行くのを嫌がったりする」

「親の不安や職員の緊張なども子ども達に影響を与えるなど、どんなに詳細な引継ぎを行っても、それまでに積み上げてきた保育者と子ども達の信頼関係や保育内容を、同じように引き継ぐ事はできない」と報告しています。

民営化は、子ども、保護者など、広範囲に重大な影響を 及ぼす先例と言えるのではないでしょうか。

本市の民営化の方針は、次の点で問題を抱えています。

1点目は、廃止・民営化の発表に対して、保護者らは、マスコミ報道で初めて知った人も多く、「わが子の保育園はどうなるのだろうか」と不安が広がったり、「一方的に発表された」という印象を強く持つなど、混乱が広がっている事です。

2点目は、本市が廃止・民営化を行う理由として、施設の老朽化や、国からの補助金カットによる財政難などとしています。国や自治体の財政難を理由にして、子ども達にした寄せをするあり方は認められません。

また、民営化により、ニーズの高い保育サービスの充実に努める、としていますが、なぜ、公立保育所で対応できないのか説明がされていません。

3点目は、保育環境の激変についてであります。保育所の運営主体が変わることにより、職員全員が入れ替わる事が想定され、子どもをめぐる環境の激変が心配されます。

また、行政が、保育所運営や内容にも、直接責任を負わなくなり、行政の責任が後退する事が懸念されます。

以上のことにより、公立保育園・幼稚園の民営化方針や統廃合は、拙速に進めるべきではありません。次のことについてお尋ねします。

- 一. 国に対して国庫補助を元に戻し、必要な財源措置 を行うよう求めること
- 一. 保育所の民営化により、節減される経費総額の見積と、その積算根拠を明らかにすること
- 一. 今後、保護者、職員、関係者への説明責任、合意のあり方について明らかにすること

以上の諸点についてお示しください

教育行政について

就学援助制度についてお伺いします

憲法・教育基本法が保障する「教育の機会均等」を実質的に保障する制度のひとつに、就学援助制度があります。

今日の長引く不況の下で、その果たす役割は、ますます 重要になっています。

これまで、福山市では、小・中学校のそれぞれ10%を超える児童・生徒が就学援助の認定を受けてきました。

ところが、小泉内閣の「三位一体改革」により、義務教育国庫負担法等の一部改正で、国の補助対象から準要保護者をはずす条文改定を行いました。

本年四月から、補助負担金の削減の一つとして、就学援助の約141億円のうち、準要保護に対する約134億円の国庫補助負担金の削減と一般財源化が強行されました。

これは、義務教育に関する国の責任を放棄するもので、義務教育国庫負担等「改定」で就学援助の対象からはずされる準要保護の対象者は、130万人にのぼると言われています。

わが党は国会において、こうした法改定によって、準要保護がなくなり、学校教育法第二十五条の就学困難者を要保護に限定する自治体が生まれてくる事を指摘しました。

これに対し、中山文部科学相は、準要保護者に対する国庫補助が一般財源化されることについて、「就学援助の実施義務は市町村に課せられている事。準要保護者の認定は、従来どおり地域の実績に応じて、市町村の判断で行っていく事。財源については、所得贈与税として、税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上されて、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算定される事になっており、市町村における事業が縮小されることはない」との旨、答弁しております。

以上のことから、次のことを求めるものです。

- 一. 国に対して国庫補助を元に戻し、必要な財源措置を行 うよう求めること
- 一.「福山市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則」第2条の規定から「準要保護」をはずすなど、 改悪しないこと
- 一. 就学援助の支給額、支給費目等、これまでの水準を後退させる事なく、一層充実させる事
- 一. 制度の周知、生活実態に応じた設定、支給方法の改善 を一層進めること

以上についてのご所見をお示しください。

子ども達の安全を守る取り組みについて

下校途中の事件や、学校への侵入者による事件等が相次ぐ中、子ども達の安全を守る取り組みが急がれています。

福山市では、不審者の侵入や事故などの有事の際に、児童の安全を確保するため、市内72小学校に緊急通報システムを整備するとして、

10月1日、本稼動をめざして取り組みが進められています。

今、全国各地でも、学校の警備員配置や、防犯施設の設置等の取り組みが進められています。

安全対策として次の事を求めるものです。
ご所見をお示しください。

- 一. 緊急通報システムを中学校へも整備する事
- 一. それぞれの学校にあった、危機管理マニュアルを作成し、定期的な訓練を行い、対策を充実させること
- 一. 門扉の整備を急ぐ事。職員室から、校門が見えない死 角になる学校には防犯カメラの設置を急ぐこと
- 一. 安全専門職員としての学校警備員などを配置し、教職員の取り組みを支援し、負担を軽減する事

- 一.教員加配、少人数学級などで、教職員の多忙化を解消し、安全面でも子ども達に目が行き届いたものにすること。そして、何よりも子どもの命と一人ひとりが大切にされる教育を実現する事
- 一.地域・学校・行政が一体となって、安全対策に取り組み、子どもと子どもの命が大切にされる社会作りが求められている。行政として積極的な役割を果たすこと
- 一. 今日、安全対策は国民的緊急課題であり、国・県に財源措置を強く求め、市独自でも必要な予算措置をする こと

以上お答えください

建設都市行政について

まず、東桜町再開発事業についてお伺いします。

事業認可には、地権者の3分の2の同意が必要ですが、現在、地権者98人のうち67人の同意が得られ、68%に達したため、福山駅前開発株式会社は、5月24日、都市再開発法にもとづき、事業認可申請を県に提出したとのことであります。

事業認可申請時、同会社の資本金は

1 億 2000 万円でしたが、現在八億円とのことであります。 この資本金の増額は、どのように行われたのか、お示しく ださい。

また、株の売買により、現在地権者でないものが、この株を取得して、事業参加をすることが出来るのかどうかお示しください。

事業計画の概要に示されている、大型店舗の床需要の見通し、スポーツクラブ、クリニックモール、専門店舗、飲食店街の床需要見通しについても、あわせてお示しください。

福山駅周辺では、現在10数階建てのマンション、3棟が建設中であります。東桜町地区再開発事業では、住宅130戸、伏見町地区再開発事業については、300戸の予定です。

マンションの乱立で、顔も知らない住民が急激に増えることでは、地域のコミュニティは醸成されず、交通渋滞や騒音、安全性や環境破壊など、過密地域の新たな問題を作り出します。

同時に周辺地域における過疎現象、周辺商店街の疲弊など、地域経済の地盤沈下を作り出します。

すでに、全国で破たんがつぎつぎ起こっている高度利用。 すなわち高層ビルを乱立させるあり方は、福山城周辺の歴 史的景観や生活環境をますます損なうものです。

福山駅周辺のあり方は、広く市民と協議懇談して進めるべきではありませんか。

再開発事業に反対の地権者や、弱小地権者が結局はその地を去らざるを得なくなる権利変換方式による大型開発ではなく、地権者共同の修復型開発を行政が支援するあり方に転換することを提言するものです。

以上についてのご所見をお示し下さい。

バス路線問題について、伺います。

県東部で路線バスを運行している中国バスは、「自家用車の普及などで乗客の減少が止まらず、バス路線の維持が困難である」として、9月末で福山市北部や東部など15路線を廃止するとのことであります。

廃止する予定の15路線には、「中国中央病院」や「鋼管病院」などの近くにバス停がある路線も含まれています。

また、合併によって市域が広くなった福山市では、交通 弱者に対し、まちの隅々までゆきとどいた交通施策を展開 することが必要であります。

内海町や沼隈町では、周辺はきめ細かく停車し、熊野からは、ノンストップで福山駅前まで走るコミュニティバスを走らせて欲しいとの要望が多々よせられたところであります。

周辺部と中心街を結ぶループバスを走らせること。

高齢化の進んだ住宅地や周辺部を小型バスで巡回し、JRや幹線バスの停留所に接続して走らせることなど、福山市の責任で、市民の生活実態と要望に沿った交通施策を展開すること。

そのために、福山市全域の住民の声を寄せ集め、市民主人公の交通政策を確立することを求めるものです。 ご所見をお示しください。

道路問題について生活道路安全対策について

福山市では、水路転落死亡事故や、高齢者の夜間交通事故死亡も多発するなど、生活道路の安全対策を強化することが求められています。

先月5月16日、駅家町法成寺において女性が通勤途中水路に転落し、死亡する事故がおきました。

この道路は市道でありながら、コンクリートの道が半分ほど劣化しておりました。道路の維持補修費が少なく市内全域の生活道路の整備に追いつかないものとなっています。

維持補修費の増額を求めるものです。

夜間の歩行者の安全を確保することは、緊急の課題であり、とりわけ市民から、防護策、反射鏡、道路照明の設置について、要望が相次いでいます。

これらの施設設置基準は、明文化されているのかどうか、 設置計画はどのように定められているのか、お示しください。

本年、福山市に合併した沼隈町では、「夜道が暗い。クラブ活動や塾帰りの子どもが心配」との声が多く寄せられたところです。

沼隈町地区の街路灯や道路照明の設置状況を、どのように把握しておられるのか、認識をお示しください。

福山市では、町内会で設置する街路灯の電気使用料を市が負担しています。

合併により、島嶼部や山間地など市域が広くなったこと、新興住宅地域では、町内会加入世帯が半数に満たないところがあるなど、町内会設置には限界や問題があります。

市民の安全を守る自治体の役割として、市の一般財源で街路灯や道路照明をつけることが必要と考えるものです。

また、2003 年から3年間、6億円の予算で緊急道路整備をすすめ、本年度その3年目として、

2億200万円の緊急道路整備予算が計上されているところです。

今年度で、この危険箇所解消の施策も終わりますが、当 事業の進捗状況をお示しください。

引き続く、対策も必要と考えるものですが、以上の諸点について、ご所見をお示しください。

大型道路建設についてお伺いします

平成12年12月20日、広島県都市計画審議会が開かれましたが、その際、道路等の計画に対して付帯意見として、事業者に対し「関係住民に事業内容を十分説明する」「環境の保全に十分配慮すること」などに特に配慮するよう要望されています。

これは、16万3千通に上る「事業計画に関する意見」「環境に関する意見」が寄せられたことにより、特に配慮が求められたものであります。

この付帯意見を十分踏まえ、以下の点について求めるものであります。

1、本年 5 月 2 2 日、県・市主催で津之郷公民館を会場として、「福山西環状線の費用便益比について」の周知説明会が行われました。

津之郷地域の住民が会場に行くと、市の職員から 「個別に説明をするので順番に」と言われ、説明も聞 かず帰った方もおられます。

1469世帯に住民説明会の案内しながら、10人程度しか入れない会場を用意したことや、一人一人個別に説明をするとしたやり方は問題です。

住民説明会は規模に相応しい会場で行うこと。今後、住民が希望していないにも関わらず、個別対応というあり方は行わないこと。

1、福山道路等推進事業は、事業説明会が続行中にもかかわらず、測量調査がおこなわれています。

現在、一期工事区間のうちで隣の地区は買収を始める、 隣の地区では事業説明会が継続中という状況であり ます。

こうしたあり方は、住民の怒りと不信を広げ、混乱を招くだけであり認めることはできません。住民に対し、理解と納得が得られるよう説明責任を果たすこと、事業説明会が終わるまで次の段階に進まないこと。

1、瀬戸町山北地域の地権者に対して、一方的な意向調査の実施、強引な測量と地質調査が行われています。この測量は、地権者285名のうち賛成者が125名であるにもかかわらず「測量の立ち入りを多数のものが了解」と回覧しています。

住民合意が醸成されていない当地域の、測量・地質調査はやめること。

1、これまでの事業説明会で「福山道路等ができたら環境 基準を超える所があるので大気汚染の改善をする」と 説明しています。

改善のための具体的対策や大気汚染軽減のための、具体的数値を明らかにすること。

1、現在、環境影響評価の大気質の予測式として用いられている、「プルーム式とパフ式」は、逆転層による影響が考慮されておりません。

福山市の静穏率は、平成15年度に34%と、高い数値を示している事から、秋口から春先にかけて、逆転層が頻繁に発生しているものと推測できます。

このことより、逆転層の影響を予測に入れない環境影響評価は、適正なものとは言えません。

逆転層の発生の実態調査を行うこと。 また、逆転層が発生した場合の大気汚染へ与える影響を予測した環境影響評価の実施を行うこと。

1、費用便益分析で、便益費として走行時間短縮、走行費減少、交通事故減少などの金額が示されています。 しかし、専門家から、いずれも、計量化に大きな誤差が生じると指摘されているものであります。

また、費用として、改築費、維持管理費しか計上されていません。

土地買収費、排ガス対策費、排ガスによる沿線住民への健康被害対策費、騒音対策費、交通事故保障費、交通安全思想の普及事業費、交通安全施設の建設費、交通警察予算、子どもの遊び場確保のための児童公園整備費などの費用が計量化されていませんが、これらの費用はどこに計上するのか、明らかにすること。

以上についてお示しください。

鞆港埋め立て架橋問題について

市長は、この6月議会冒頭に、鞆地区のまちづくりの推進に向けた、住民との意見を交換する場などを通して、合意形成を図り、事業推進に向け取り組むと表明されました。

6月16日に行われた意見交換会については、埋立て架橋に反対の4団体は、懇談会を欠席されました。

それは、案内状を賛成派の団体を通して配布したという、手続き上の問題と共に、懇談会の目的があくまでも事業推進の合意形成を得る為であり、その枠組みの中で進めようという市の姿勢にあると仄聞しております。

羽田市長は、排水権者の完全同意がなくても鞆の埋め立て架橋計画を推進すると表明され、国、県に強力に働きかけてこられました。

岡崎助役は、16 日の懇談会で、あたかも、100%同意が取れなくても、事業は推進できる新しい状況が生まれたかのような説明をされましたが、そのような事実があるのか、具体的な内容をお示し下さい。

国の埋立て架橋に関する態度は、100%の排水同意が前提であるということは、何一つかわってはおりません。

「住民合意を形成して欲しい」という内容は、100%の排水同意であり、地元懇談会を持って、合意形成にかえられるものではありません。

以上2点について、明確な見解をお示しください。

鞆町住民は当然のこととして、広く市民は「よりよい鞆のまち」づくりを願っています。

「交通渋滞を解消して欲しい」「防災のまちづくりをすすめて欲しい」「歴史的建造物の修復、保存をして欲しい」などの願いは、立場を超えた共通の願いであります。

福山市は、これらの諸課題を解決する生活環境整備は、埋め立て架橋と一体のものとして、緊急性あるもの、実現可能なものについても放置してきました。行政の怠慢であります。

埋立て架橋が進まなければ、その他のまちづくりの課題は全て進まないというあり方で、住民に軋轢を持ち込み、分断を持ち込むことは、許されません。埋め立て架橋計画は白紙に戻し、広く住民と「鞆の町づくりについて」意見を聞く場を設け、できるところから実行に移すこと。次の事を早急に実現することを求めるものです。

- 1、町並み保存事業を早急に再開すること。
- 1、下水道整備を進め、海の汚染防止を行うこと
- 1、電柱の地中化、空き家・空き地を活用して、離合場所の確保をするなど生活道路整備を行うこと

- 1、街中への防火用水、消火栓、放水ポンプ・ホースの増設で住民の生命・財産が守れるよう対策を強化すること
- 1、鞆町平地区に、1次救急を担う診療所を開設すること
- 1、通過交通について、グリーンラインの拡幅、整備や、 鞆線との合流地点の交差点改良、山側トンネル案の具 体化など、渋滞解消の新たな手立てをつくすこと

以上についてのご所見をお示しください。

同和行政・同和教育行政について

部落差別解消に向け、実施されてきた同和対策事業の根拠法である、国の特別措置法が2001年度末に失効し、県内はもとより、地方自治体レベルにおいても同和行政を終結した地域が広がっています。

わが党は、福山市において同和地区内外の格差は基本的に是正されており、一日も早い同和行政の終結を求めてきました。

また、この間、部落解放同盟との「窓口一本化」のもとで、行政の主体性の欠如や不公正乱脈な同和行政のあり方が、真の同和問題解決に新たな障害を作り出すものとして、一貫して厳しく批判をしてきたところであります。

本年度は、2000年11月に策定された、「福山市同和行政基本方針」に基づく施策の最終年を迎えています。 これ以上の特別対策の継続は到底市民の理解と納得を 得られるものではありません。

この際、福山市の同和行政は終結する事を明確に示す事を求めるものです。

今日、旧「同和」地区に存在する課題は、市民共通の課題として、一般対策の拡充・整備をはかり、取り組むべきであります。次の事を求めるものです。お答えください。

- 一. 今日、法令上も根拠を失っている「同和地区」「同 和関係者」を特定した事業は廃止する事を明確にす ること
- 一. 税や利用料等の「同和」減免等の個人施策を廃止す ること
- 一. 部落解放同盟福山市協議会への団体補助金を廃止すること
- 一. 人権交流センターにおける運動団体への事務所使用等の特別扱いをやめること
- 一. 「学力向上地域支援事業」等、子どもの中に垣根をつくる、「同和」地区児童・生徒を特定した施策を廃止すること
- 一. 住宅資金貸付金や、同和向け住宅家賃の滞納問題について、明確な解決策を示すこと

以上についてのご所見をお示しください。